

# 事業者のみなさまへ

## 騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届け出はお済ですか

東松山市内において表1～表3（裏面）の施設を設置しようとする場合には、設置工事の開始日の30日前までに所定の様式で市長へ届け出してください。また、表4の作業を行おうとするときは、その作業の開始日の30日前までに届け出してください。

施設の数、騒音・振動の使用・防止方法、氏名（名称、住所、所在地）を変更する場合、届け出た施設の使用を全廃した場合、届出者の地位を承継した場合にも届出が必要です。

## 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の指定地域 ほぼ市内全域が対象となります。

※ 工業専用地域の指定がされている区域は対象外です。

※ 工業専用地域のうち、他の区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域については指定区域になります。（騒音規制法、埼玉県生活環境保全条例の指定地域のみ）

## 騒音・振動の規制基準を守ってください

規制基準は特定施設・指定騒音施設ごとではなく工場・事業場全体にかかります。

### 騒音の規制基準（単位 デシベル）

時間区分		朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午後8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜 (午後10時～ 午前6時)
区域区分					
1種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住宅専用地域				
2種	第1種住居専用地域	50	55	50	45
	第2種住居専用地域				
	準住居地域				
用途地域の指定のない区域					
3種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域(一部地域)				



東松山市のマスコット

### 振動の規制基準（単位 デシベル）

時間区分		昼 (午前8時～ 午後7時)	夜 (午後7時～ 午前8時)
区域区分			
1種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住宅専用地域		
	第1種住居専用地域		
	第2種住居専用地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定のない区域		
2種	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

（注）1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。

2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減した値とします。

（騒音の第1種区域は除く）

## 騒音規制法・振動規制法

表1 特定施設（日本標準商品分類を基に分類しています。）

騒音	振動
※1 金属加工機械 イ 壓延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式、定格出力が3.75kW) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上) ヘ せん断機(定格出力3.75kW以上) ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	※1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(定格出力1kW以上) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(定格出力37.5kW以上)
2 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(定格出力が7.5kW以上のものに限る。) (注)詳細については、「騒音規制法施行令・振動規制法施行令の一部改正について」(埼玉県HP)を御参照ください。	2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) (注)詳細については、「騒音規制法施行令・振動規制法施行令の一部改正について」(埼玉県HP)を御参照ください。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(定格出力が7.5kW以上)	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(定格出力7.5kW以上)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4 織機(原動機を用いるものに限る。)
※5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量が0.45m³以上) ロ アスファルトプラント(混練重量200kg以上)	5 コンクリートブロックマシン(定格出力の合計2.95kW以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計10kW以上)
6 穀物用製粉機(ロール式、定格出力7.5kW以上)	
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(定格出力が2.25kW以上) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 (製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ホ 丸のこ盤 (製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ヘ かんな盤(定格出力2.25kW以上)	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(定格出力2.2kW以上)
8 抄紙機	
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	7 印刷機械(定格出力2.2kW以上)
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、定格出力が30kW以上のものに限る。)
※11 錫型造型機(ジョルト式のものに限る。)	9 合成樹脂用射出成形機 ※10 錫型造型機(ジョルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等(施設によって公害防止管理者等)の選任の必要があります。詳しくは御相談ください。

## 埼玉県生活環境保全条例

表2 指定騒音施設

1 木材加工機械 イ 帯のこ盤(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ロ 丸のこ盤(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ハ かんな盤(定格出力2.25kW未満)
2 合成樹脂用粉碎機
3 ペレタイザー
4 コルゲートマシン
5 シェイクアウトマシン
6 ダイカスト機
7 冷却塔(定格出力:0.75kW以上)

表3 指定振動施設

1 シェイクアウトマシン
2 オシレイティングコンベア

表4 指定騒音作業

1 業として金属板(厚さ0.5mm以上)のつち打加工を行う作業
2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
3 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

詳しく述べるまでお問い合わせください。

- 改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
- 必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。